

証券コード 6029
2025年3月12日
(電子提供措置の開始日2025年3月5日)

株 主 各 位

大阪市西区立売堀四丁目6番9号
アトラグループ株式会社
代表取締役会長兼社長 久世 博之

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.artra-group.co.jp/ir/dividends/meeting.php>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2025年3月26日（水曜日）午後6時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年3月27日（木曜日） 午前10時(受付開始 午前9時)
2. 場 所 大阪市西区立売堀四丁目5番7号ダイサンビル 当社大阪事務所
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第20期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第20期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. その他招集にあたっての決定事項

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

事業報告

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループが属する鍼灸接骨院業界におきましては、療養費が減少傾向にあり、自費施術及び物販の拡大が課題となっております。

このような状況の下、当社グループは、各種セミナーの開催、ほねつぎチェーンの加盟院の増加、自費施術に使用する機材の販売、アトラ請求サービスの会員の増加、HONEY-STYLEの利用院の増加に取り組みました。

また、株式会社ペリカンにおいて、玩具販売の拡大に取り組みました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高が4,234,433千円（前連結会計年度比5.9%減）、営業利益が5,683千円（前連結会計年度比88.9%減）、経常利益が987千円（前連結会計年度比98.4%減）、親会社株主に帰属する当期純損失が36,736千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純利益53,966千円）となりました。

セグメントごとの経営成績は以下のとおりであります。

(鍼灸接骨院支援事業)

当セグメントの売上高は2,448,393千円（前連結会計年度比10.7%減）、セグメント利益は39,730千円（前連結会計年度比56.8%減）となりました。

支援内容別の概要は以下のとおりであります。

・ほねつぎチェーン

既存の鍼灸接骨院の加盟促進及び直営店の売上拡大等に注力しました。

この結果、売上高は482,642千円（前連結会計年度比9.1%減）となりました。

・機材、消耗品販売

療養費が減少傾向となる中、自費施術に使用する機材の需要は拡大しております。当社グループは、アトラアカデミーにおいて、会員の増加を図っており、セミナーの開催をとおして、自費施術に使用する機材の拡販に取り組んでおります。

この結果、売上高は662,879千円（前連結会計年度比17.5%減）となりました。

・アトラ請求サービス

新規開設院の入会及びA-COMSファイナンスサービス利用院の拡大等に注力しました。

この結果、売上高は544,054千円（前連結会計年度比4.5%増）となりました。

・ HONEY-STYLE

鍼灸接骨院の口コミ／予約システムであるHONEY-STYLEの利用院増加に注力しました。
この結果、売上高は76,824千円（前連結会計年度比19.5%減）となりました。

・ 介護支援

ほねつぎデイサービスの加盟店開発、既存加盟店のロイヤリティ収入の拡大及び直営店の売上拡大等に注力しました。
この結果、売上高は499,931千円（前連結会計年度比11.3%減）となりました。

・ その他

売上高は182,061千円（前連結会計年度比20.7%減）となりました。

(玩具販売事業)

ペリカンにおいて、玩具・文具等の拡販に注力しました。

この結果、当セグメントの売上高は1,786,040千円（前連結会計年度比1.8%増）、セグメント損失は36,486千円（前連結会計年度はセグメント損失33,836千円）となりました。

(2) 設備投資の状況

設備投資の総額は78,495千円であります。その主なものは、A-COMS開発、レンタル用機材などであります。

(3) 資金調達の状況

金融機関等からの借入により100,000千円の資金調達を行いました。

その他、当連結会計年度における設備投資及び運転資金は、自己資本及び金融機関等からの借入金によりまかなっております。

(4) 対処すべき課題

当社グループといたしましては、当面の対処すべき課題として以下のとおり認識し、対策に取り組んでおります。

① 事業の拡大に対応する人材の確保及び育成

いかなる経営環境においても確実に利益を創造し、恒常的に成長できる企業体質の確立のためには、当社グループにとっての最大の資産である人材に対し、当社グループが保有する経験・ノウハウを担っていく人材に成長させることが重要であり、また、継続的に企業価値を向上していくためにも優秀な人材を安定的に確保していくことも極めて重要であると考えております。このため人材の獲得に向けて積極的に活動し、経営資源である人材を十分かつ適時に確保し、資本効率の最大化を目指してまいります。また、社内研修の実施等、教育制度の一段の充実に努めてまいります。

- ② 内部統制、リスク管理体制の整備・強化及びコンプライアンスの徹底
当社グループの継続的な拡大を支えていくために、当社グループとして業況推移を常時正確に把握し適時・適切に経営判断へ反映させていくことが、引き続き重要であると考えております。また、企業の社会的責任を積極的かつ十分に果たしていくためには、コンプライアンス体制のさらなる充実、強化が重要であると認識しております。社会環境と安全性を重視し、法令及び規則の遵守をより確実に実践するために、取締役会、リスク・コンプライアンス委員会の機能強化と社内の徹底した情報共有化のための施策に取り組んでまいります。
- ③ 療養費不正請求防止への取り組み
当社グループが支援を行う鍼灸接骨院業界では、一部の鍼灸接骨院において、療養費の不正請求が課題となっております。この課題に対処するため、ほねつぎチェーンにおいては巡回指導を行い、アトラ請求サービスの会員に対してはA-COMSをとおり、不正請求防止に役立つツールの提供等により、療養費の不正請求を防止すべく、注力してまいります。
- ④ A-COMSにおけるサービス内容の拡充
当社グループが開発したA-COMSについて、既存顧客の満足度向上及び今後の顧客拡大のためには、サービス内容の拡充が必要であると認識しております。A-COMSは拡張性を備えており、現在サービス内容の拡充を行っておりますが、今後も継続的にサービス内容の見直し及び拡充を図りながら、さらなる実用性の向上と、鍼灸接骨院の経営支援を行ってまいります。
- ⑤ 自費施術の拡大
鍼灸接骨院における療養費は減少傾向にあり、療養費に係る売上高は減少傾向にあります。そんな中、保険適用外の症状改善の自費施術や、予防に係る自費施術を拡大することで、療養費に過度に依存しない体制の構築が業界全体の課題となっております。当社グループは、日々の営業活動とセミナーの開催により、自費施術の拡大を推し進め、自費施術に使用する機材の販売を拡大し、鍼灸接骨院の経営基盤の構築と国民の健康に貢献してまいります。
- ⑥ 物販の拡大
減少傾向にある療養費以外の新たな売上構築に向けて、鍼灸接骨院における患者様への物販の拡大に取り組んでまいります。具体的には、自宅でできるセルフケアの一環としてHONEY-STYLEオリジナル商品を開発しました。予約集客システムであるHONEY-STYLEの無料版において、患者様への物販の拡大に努めてまいります。さらに、オリジナル自費施術をセットした有料プランへの変更も促し、鍼灸接骨院の売上拡大に取り組んでまいります。
- ⑦ 新商品の開発
当社グループは、自費施術の拡大に寄与するため、自費施術に使用する機材の発掘、開発に努めてまいります。また、アトラストアにおきましては、PB商品の開発に注力してまいります。
- ⑧ ほねつぎデイサービスの拡大
介護業界においては、機能訓練を重視したサービスの拡大が課題となっております。当社グループは、ほねつぎデイサービスをフランチャイズとして展開しており、柔道整復師が活躍できるモデルとして店舗数を拡大しております。今後のさらなる拡大に注力してまいります。

⑨ 玩具販売事業の拡大

ペリカンにおける玩具販売事業について、不採算店の閉店及び、既存店の売上高の拡大に加え、あらたな売れ筋商品の取り扱いに取り組むことで、売上高、利益の拡大に努めてまいります。

⑩ 再生事業の拡大

当社グループは、鍼灸接骨院支援事業で培ったリアル店舗に対する経営指導のノウハウを使い、M&Aにより、リアル店舗を展開する企業の再生に取り組んでまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第17期 2021年12月期	第18期 2022年12月期	第19期 2023年12月期	第20期 (当連結会計年度) 2024年12月期
売 上 高 (千円)	3,158,240	4,671,498	4,497,601	4,234,433
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△224,672	15,178	62,006	987
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△351,122	2,104	53,966	△36,736
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△36.76	0.22	5.43	△3.59
総 資 産 額 (千円)	5,595,364	4,652,439	4,572,563	4,114,261
純 資 産 額 (千円)	1,439,452	1,307,156	1,447,123	1,436,577
1株当たり純資産額 (円)	147.69	133.37	142.45	139.83

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主な事業内容
アトラファイナンス株式会社	3,000万円	100%	療養費早期現金化サービス
アトラケア株式会社	2,500万円	100%	ほねつぎデイサービス等の直営事業
アトラプランニング株式会社	500万円	100%	建設業、宅地建物取引業
株式会社ペリカン	1,000万円	100%	玩具販売事業

(7) 主要な事業内容

当社グループは、鍼灸接骨院支援事業及び玩具販売事業を展開しております。鍼灸接骨院における療養費が減少傾向となる中、自費施術や物販の拡大を支援しています。具体的には、各SNSマーケティングによる販促活動において、様々な情報や動画を配信し、営業活動を行っております。また、自費施術等に係るセミナーを定期的に開催し、自費施術のノウハウを提供しております。加えて、自費施術の新しい技術を継続的に開発することで、取引実績のある顧客を含む鍼灸接骨院に、施術用機材の販売を行い、過度に療養費に依存しない体制の構築をサポートしております。アトラ請求サービスにおいては、当社が開発した療養費請求システムのA-COMSを提供し、療養費の請求を代行しております。また、A-COMSのシステム拡充を図ることで鍼灸接骨院の経営支援を行っております。HONEY-STYLEにおいては、オリジナル商品の開発とポイントシステムを活用した物販の拡大をサポートしております。鍼灸接骨院専門のECサイトであるアトラストアにおいては、物販の拡大に取り組むとともに、PB商品の拡充に注力しています。ほねつぎデイサービスにおいては、柔道整復師によるサービス提供という特長を活かし、加盟店に対して開業支援及び運営指導を実施しております。

ペリカンにおいては、玩具、文具等を販売しています。

これらの事業をとおり、企業理念である「世界中の人を健康にしたい。」の実現に注力しています。

(8) 主要な事業所

本 店	大阪市西区立売堀四丁目6番9号
大 阪 事 務 所	大阪市西区立売堀四丁目5番7号

(9) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
142名	14名減	40.8歳	8年7ヶ月

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は含まれておりません。

(10) 主要な借入先及び借入額

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	412,306千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	406,132千円
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	197,890千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 22,800,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,287,000株 (自己株式20,266株を含む)
- (3) 株 主 数 13,067名
- (4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
一 般 社 団 法 人 み ど り 会	2,231,100株	21.73%
久 世 博 之	587,300株	5.72%
株 式 会 社 サ イ エ ン ス	500,000株	4.87%
野 村 證 券 株 式 会 社	481,200株	4.68%
片 田 徹	254,000株	2.47%
エンデバー・パートナーズ株式会社	220,000株	2.14%
田 中 克 典	155,600株	1.51%
柚 木 孝 夫	153,800株	1.49%
株 式 会 社 S B I 証 券	128,113株	1.24%
会 田 正 英	100,000株	0.97%

(注) 持株比率は自己株式(20,266株)を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者
取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	120,000株	1名

- (注) 1. 当該報酬は、譲渡制限付株式報酬であります。
2. 2023年3月29日開催の定時株主総会において、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための金銭報酬として、対象取締役に対して、年額7千万円以内の金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として30年間から50年間までの間で、当社の取締役会が定める期間とすることとしています。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当事業年度中において発行した新株予約権は、以下のとおりです。

決議年月日	2024年4月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名
新株予約権の数(個)	10,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式、1,000,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	182
新株予約権の行使期間	2024年5月2日～2034年5月1日
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の発行時(2024年4月17日)における内容を記載しております。

(注)1. 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

2. ①新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に当社の時価総額（次式によって算出するものとする。）が100億円を一度でも超過した場合、本新株予約権を行使することができる。

時価総額＝時価総額の算出日時点の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値×時価総額の算出日時点の当社発行済株式総数

②上記①の条件にかかわらず、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値の1ヶ月間（当日を含む21取引日）の平均値が一度でも行使価額に40%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存する全ての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。

③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 会社の役員に関する事項

(1) 取締役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	久 世 博 之	A-COMS 事業部担当 兼 第一営業部担当 兼 第二営業部担当 アトラプランニング株式会社 代表取締役 株式会社ペリカン 取締役
取 締 役	田 中 克 典	経理財務部担当 兼 総務人事部長 アトラファイナンス株式会社 代表取締役 アトラケア株式会社 取締役 アトラプランニング株式会社 取締役 株式会社ペリカン 取締役
取 締 役	片 田 徹	開発企画部担当 兼 情報システム部担当 アトラファイナンス株式会社 取締役 株式会社ペリカン 取締役
取締役（監査等委員）	高 田 明 夫	高田明夫法律事務所 所長
取締役（監査等委員）	岩 田 潤	岩田公認会計士事務所 所長 B T J 税理士法人 代表社員 株式会社ディキャピタル 代表取締役 株式会社ドーン 取締役 マルシェ株式会社 社外監査役
取締役（監査等委員）	奥 村 佳 文	B T J 税理士法人 パートナー

- (注) 1. 高田明夫氏、岩田潤氏及び奥村佳文氏は社外取締役（監査等委員）であります。なお、当社は高田明夫氏、岩田潤氏及び奥村佳文氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 当社は、監査等委員会が主体となり、内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 取締役（監査等委員）の高田明夫氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役（監査等委員）の岩田潤氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役（監査等委員）の奥村佳文氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当事業年度中に辞任した取締役
2024年7月31日をもって、取締役（ほねつぎチェーン事業部担当兼営業部担当、アトラファイナンス株式会社取締役、アトラケア株式会社取締役） 柚木孝夫氏は、辞任により退任いたしました。

(2) 取締役の異動

当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏名	新	旧	異動年月日
久世 博之	代表取締役会長兼社長 鍼灸接骨院支援部長 兼ほねつぎチェーン事業部担当 兼営業部担当	代表取締役会長兼社長 鍼灸接骨院支援部長	2024年7月31日
久世 博之	代表取締役会長兼社長 A-COMS事業部担当 兼第一営業部担当 兼第二営業部担当	代表取締役会長兼社長 鍼灸接骨院支援部長 兼ほねつぎチェーン事業部担当 兼営業部担当	2024年10月1日
片田 徹	取締役企画部担当 兼情報システム部担当	取締役戦略部長 兼情報システム部長 兼療養費請求代行部担当	2024年10月1日

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しています。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及び当社の子会社の取締役及び監査役であり、保険料は全額当社が負担しています。当該保険契約の概要は、被保険者が、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。ただし、被保険者の犯罪行為や法令に違反することを認識しながら行った行為等一定の事由に起因する損害等は、填補の対象外とすることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じています。

(5) 取締役の報酬等

① 報酬の決定方針

当社の取締役の報酬につきましては、株主総会決議により、取締役(監査等委員を除く)及び監査等委員である取締役ごとの報酬限度額を決定しています。

取締役(監査等委員を除く)の報酬等は、基本報酬、及び非金銭報酬(譲渡制限付株式報酬)で構成しています。また、監査等委員である取締役の報酬は基本報酬のみで構成しています。

基本報酬につきましては、任意の報酬委員会にて、会社の業績等を踏まえ、各取締役の当該事業年度における業務執行状況その他を評価した上で、個人別の報酬等の案を決定し、取締役会に上程します。この上程案を取締役会で十分に協議し、決定しています。株式報酬については、当社の監査等委員である取締役を除く取締役に対する、中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しています。個人別の報酬等の額については、任意の報酬委員会が、各取締役の当該事業年度における業務執行状況その他を評価した上で、個人別の報酬等の案を決定し、取締役会に上程します。この上程案を取締役会で十分に協議し、決定しています。

なお、報酬決定の方針については、報酬委員会において審議し、その答申を受けた取締役会において決定しています。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

② 非金銭報酬に関する事項

当社では、取締役(監査等委員である取締役を除く)が、中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的として譲渡制限株式報酬を交付しております。

当該株式報酬の内容及び交付状況は、「2. (5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

③ 報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2023年3月29日開催の定時株主総会において年額2億円以内(決議当時4名)(うち社外取締役分1千万円以内)と決議しております。また、当該金銭報酬とは別枠で2023年3月29日開催の定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬の額を年額7千万円以内とし、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は、年390,000株以内(決議当時4名)と決議しています。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年3月24日開催の定時株主総会において年額5千万円以内(決議当時3名)と決議しています。

④ 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	86,580千円 (-千円)	69,000千円 (-千円)	-	17,580千円 (-千円)	4名 (一名)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	14,400千円 (14,400千円)	14,400千円 (14,400千円)	-	- (-)	3名 (3名)
合計	100,980千円	83,400千円	-	17,580千円	7名

(注) 上記の取締役(監査等委員を除く)の支給員数及び報酬額等には、2024年7月31日をもって、辞任により退任した取締役1名を含んでおります。

(6) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
取締役 (監査等委員)	高田 明夫	高田明夫法律事務所 所長	重要な取引その他の関係はありません。
	岩田 潤	岩田公認会計士事務所 所長 B T J 税理士法人 代表社員 株式会社ディキャピタル 代表取締役 株式会社ドーン 取締役 マルシェ株式会社 社外監査役	重要な取引その他の関係はありません。
	奥村 佳文	B T J 税理士法人 パートナー	重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	高田 明夫	当事業年度に開催された全ての取締役会及び監査等委員会に出席し、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
	岩田 潤	当事業年度に開催された全ての取締役会及び監査等委員会に出席し、主に公認会計士としての知識や経験に基づき適宜発言を行っております。
	奥村 佳文	当事業年度に開催された全ての取締役会及び監査等委員会に出席し、主に税理士としての知識や経験に基づき適宜発言を行っております。

③ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

区分	氏名	社外取締役の主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	高田 明夫	弁護士としての法的視点及び企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識をもって、経営の監視、取締役会の監督機能の強化を期待していたところ、適宜質問を行い、法令、リスク管理等に関して専門的な立場から助言、支援等を行っております。
	岩田 潤	公認会計士としての企業会計に関する豊富な経験と幅広い見識をもって、経営の監視、取締役会の監督機能の強化を期待していたところ、適宜質問を行い、会計、財務等に関して専門的な立場から助言、支援等を行っております。
	奥村 佳文	税理士としての税務・財務及び会計に関する豊富な知識と幅広い見識をもって、経営の監視、取締役会の監督機能の強化を期待していたところ、適宜質問を行い、税務、会計実務等に関して専門的な立場から助言、支援等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

協立監査法人

(注) 2024年7月1日付で協立神明監査法人から名称変更しております。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額	20,000千円
② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社は、2014年7月15日開催の取締役会において業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針を決定し、2018年3月23日開催の取締役会にて一部改定いたしました。

その内容は以下のとおりであります。

1. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 内部統制システム全体を統括し、業務の適正性、有効性及び効率性を確保し、企業価値の維持・向上を図るために、代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置する。
 - (2) 当社は、企業理念を着実に遂行することを目的とし、遵守、留意すべき事項として企業行動憲章を制定する。また、コンプライアンスの遂行、監督を目的としてコンプライアンス規程を制定する。
 - (3) 法令及び定款違反その他コンプライアンス上問題がある事実についての発見者は、コンプライアンス規程に基づく方法により、社内を設置する相談窓口に報告を行う。当社は、通報内容を秘守し、通報者に対する不利益な取扱いを行わない。
 - (4) 内部統制推進室は、業務執行部門から独立するものとし、当社における業務活動の適正性及び効率性につき監視を行う。
 - (5) 監査等委員会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務執行を監査する。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報等については、法令・社内規程等に基づき適切に保存・管理し、これを閲覧できる体制を構築する。
3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、それぞれのリスクに対しリスクの発生を未然に防止するための手続、リスクの管理、発生したリスクへの対処方法等を規定した社内規程を制定し、リスクコントロールを図る。
 - (2) 有事の際の損失の拡大を防止するため、迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するとともに、再発防止策を講じる。
4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 取締役の職務権限を明確にするとともに、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を開催し、経営上の基本方針及び重要事項の決定と業務執行の監督を行う。
 - (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程及び職務権限規程等においてそれぞれの執行手続の詳細について定める。
5. 当社における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 「企業理念」、「経営理念」を社内でも共有し、企業価値の向上と業務の適正を確保する。
 - (2) 監査等委員会及び内部統制推進室は、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人の職務執行状況の監査等を行う。
6. 財務報告の適正性を確保するための体制
当社の財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。

7. 監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項及び当該従業員の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項
 - (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員会の求めにより、監査等委員会の職務を補助する従業員（監査等委員会補助者）として、適切な人材を配置し、設備・施設を設置するとともに、予算を策定する。
 - (2) 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、監査等委員会補助者の適切な職務の遂行のため、人事（評価、異動等）に関しては、監査等委員会の同意を得るものとする。
 - (3) 監査等委員会補助者が行う補助業務についての指揮命令は、監査等委員会が直接行い、取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令を受けない。
8. 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び従業員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及びその報告をしたことを理由として不当な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、直ちに監査等委員会に報告する。
 - (2) 監査等委員会が、取締役会のほか重要な会議へ出席するとともに関係書類の閲覧を行える体制を整備する。また、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び従業員は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査等委員会に報告する。この重要事項には、コンプライアンス及びリスクに関する事項その他内部統制に関する事項を含む。
 - (3) 監査等委員会への報告が、誠実に漏れなく行われるため、書簡、メール、面談等により報告が十分になされる体制を整備する。
 - (4) 監査等委員会への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として、不当な取り扱いを受けないように適切な措置を講じる。
9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (1) 監査等委員会は、監査等委員会監査等に関する基準及び基本事項を規定し、監査等委員会監査等の円滑かつ効果的な実施を図ることを目的として、監査等委員会規程並びに監査等委員会監査等基準を定める。監査等委員会は、同規程及び同基準に定めるところにより、業務監査及び会計監査を行う。監査等委員会は、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人に対する個別のヒアリング等を実施することができるとともに、代表取締役、内部統制推進室、会計監査人と定期的な会合を持ち、意見を交換する。監査等委員会が監査等の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士その他の外部アドバイザーを任用することができる。
 - (2) 監査等委員会がその職務の遂行について生じる費用の前払い又は債務の請求をしたときは、当該監査等委員会の職務執行に必要な場合を除き、速やかにこれに応じる。
10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業行動憲章に基づき、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役会規程に基づき、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。また、毎月1回の定例取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催しており、当事業年度においては19回の取締役会を開催いたしました。取締役会では、月次決算及び業務執行に係る報告がなされており、闊達な意見交換のもと、取締役が相互に業務執行状況の監視・監督を行っております。
- ② 監査等委員会規程に基づき、毎月1回の定例監査等委員会及び必要に応じて臨時監査等委員会を開催しており、当事業年度においては20回の監査等委員会を開催いたしました。監査等委員会では監査等委員会監査等基準に基づいた監査計画の策定及びその実施状況について情報を共有するとともに、内部統制推進室、会計監査人と随時意見交換や情報共有を行うなど連携を図っております。また、取締役会や重要会議に出席や代表取締役との面談を定期的に行っております。
- ③ 内部統制推進室による定期的な内部監査を実施し、その結果は代表取締役に直接報告しております。内部統制推進室と監査等委員会及び会計監査人は定期的に意見交換を行い、監査上の問題点の有無や課題等について意見交換を行っております。
- ④ リスク・コンプライアンス委員会規程に基づき、四半期に1回リスク・コンプライアンス委員会を開催しております。また、内部通報制度運用規程を制定し、内部通報制度を導入しており、コンプライアンスに抵触する恐れのある事態の発生を未然に防止するとともに、早期解決に取り組んでおります。

(注) 本事業報告中に記載の金額及び株式数は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,734,438	流動負債	1,460,684
現金及び預金	1,049,977	買掛金	322,388
売掛金	324,620	1年内返済予定の長期借入金	273,443
営業貸付金	390,498	未払金	107,459
商品	639,070	未払法人税等	25,125
仕掛品	2,051	賞与引当金	18,540
その他	328,556	ポイント引当金	7,123
貸倒引当金	△336	収納代行預り金	562,672
固定資産	1,379,822	預り金	42,116
有形固定資産	150,971	その他	101,814
建物及び構築物	79,041	固定負債	1,217,000
工具、器具及び備品	56,103	長期借入金	1,005,842
リース資産	6,030	繰延税金負債	6,058
その他	9,796	退職給付に係る負債	74,848
無形固定資産	149,017	資産除去債務	117,869
ソフトウェア	114,862	その他	12,381
その他	34,155	負債合計	2,677,684
投資その他の資産	1,079,833	純資産の部	
投資有価証券	696,650	株主資本	1,426,983
長期貸付金	29,414	資本金	152,830
繰延税金資産	10,196	資本剰余金	1,583,840
その他	395,973	利益剰余金	△309,527
貸倒引当金	△52,401	自己株式	△159
資産合計	4,114,261	その他の包括利益累計額	8,593
		その他有価証券評価差額金	8,593
		新株予約権	1,000
		純資産合計	1,436,577
		負債・純資産合計	4,114,261

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,234,433
売上原価	2,899,072
売上総利益	1,335,361
販売費及び一般管理費	1,329,678
営業利益	5,683
営業外収益	
受取利息	216
受取手数料	8,588
受取入金	2,571
受取入金	2,582
その他	3,380
営業外費用	
支払利息	13,719
投資事業組合運用損	7,956
その他	357
経常利益	22,033
特別利益	987
固定資産売却益	1,143
事業譲渡益	5,291
特別損失	
減損損失	26,631
固定資産除却損	0
解約違約金	2,014
税金等調整前当期純損失	28,646
法人税、住民税及び事業税	21,222
法人税等調整額	20,422
当期純損失	△4,908
親会社株主に帰属する当期純損失	36,736
	36,736

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	142,930	1,573,940	△272,791	△159	1,443,919
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	9,900	9,900			19,800
親会社株主に帰属する 当期純損失			△36,736		△36,736
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	9,900	9,900	△36,736	-	△16,936
当 期 末 残 高	152,830	1,583,840	△309,527	△159	1,426,983

	その他の包括利益累計額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,523	1,523	1,680	1,447,123
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				19,800
親会社株主に帰属する 当期純損失				△36,736
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	7,070	7,070	△680	6,390
当 期 変 動 額 合 計	7,070	7,070	△680	△10,546
当 期 末 残 高	8,593	8,593	1,000	1,436,577

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数…………… 5社
- ② 連結子会社の名称……アトラファイナンス株式会社
アトラケア株式会社
アトラプランニング株式会社
株式会社ハッピーライフ
株式会社ペリカン

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ 棚卸資産

商 品…………… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

仕 掛 品…………… 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産…………… 主に定率法

（リース資産を除く）ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 及 び 構 築 物 2～15年

工 具、器 具 及 び 備 品 2～10年

ロ 無形固定資産…………… 定額法

（リース資産を除く）なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間（5年）による定額法によっております。

- ハ リース資産…………… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
- ③ 重要な引当金の計上基準
- イ 貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ロ 賞与引当金…………… 従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ハ ポイント引当金…………… 顧客に付与したポイントのうち、購入金額に応じたポイント以外のポイント残高について、将来のポイント利用に備えるため、過去の使用実績から将来使用されると見込まれる金額に基づき、計上しております。
- ④ 重要な収益及び費用の計上基準
- 当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。
- イ 鍼灸接骨院支援事業… 鍼灸接骨院等向けの機材、消耗品、商品の販売を行っております。このような機材、消耗品、商品の販売については、通常、出荷時から当該機材、消耗品、商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。
- ほねつぎチェーンの加盟院及びほねつぎデイサービスの加盟店からは、店舗運営に関するノウハウの提供や継続的な経営指導を行い、ロイヤリティを受領しております。このようなロイヤリティ収入については、加盟院及び加盟店の売上高の発生に応じて収益を認識しております。
- アトラ請求サービスの会員からは、保険者に対する療養費請求業務の代行手数料を受領しております。HONEY-STYLE利用院からは、鍼灸接骨院の口コミ／予約システムであるHONEY-STYLEの利用料を受領しております。このようなサービスの提供については、サービスの提供期間に応じて収益を認識しております。
- ほねつぎチェーン及びほねつぎデイサービス等の直営店においては、鍼灸接骨院及び店舗において患者・利用者等向けに商品・サービスの提供を行っております。このような商品・サービスの提供については、顧客に商品・サービスを提供した時点で収益を認識しております。
- ロ 玩具販売事業…………… ペリカン店舗において、一般消費者向けに玩具・文具等の販売を行っております。
- このような商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点で収益を認識しております。

- ⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 退職給付に係る会計処理の方法…従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務見込額に基づき、計上しております。
 なお、退職給付に係る負債の対象従業員が300名未満であるため簡便法を採用しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
有形固定資産	150,971
無形固定資産	149,017
減損損失	26,631

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、有形固定資産及び無形固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては利益の予想等に基づいて慎重に検討しておりますが、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、減損損失の計上が必要となる可能性があります。

(2) 投資有価証券

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
投資有価証券	696,650

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない株式については、取得原価をもって連結貸借対照表価額としております。出資先の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない限り、相当の減額を行い、当該減少額を投資有価証券評価損として計上しております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実質価額を著しく低下させる事象が生じた場合、投資有価証券評価損の計上が必要となる可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	366,870千円
(2) 担保に供している資産及び担保に係る債務	
① 担保に供している資産	
投資その他の資産	
その他（長期預金）	100,000千円
② 担保に係る債務	
1年内返済予定の長期借入金	19,992千円
長期借入金	20,032千円
計	40,024千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び株式数
- | | |
|------|-------------|
| 普通株式 | 10,287,000株 |
|------|-------------|
- (2) 配当に関する事項
- ① 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるものに関する事項
該当事項はありません。
- (3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
- | | |
|------|------------|
| 普通株式 | 1,000,000株 |
|------|------------|

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

- ① 金融商品に対する取り組み方針
当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また資金調達については金融機関等からの借入により資金をまかなっております。
- ② 金融商品の内容及びそのリスク
営業債権である売掛金及び営業貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。
営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等及び預り金は1年以内の支払期日であります。
収納代行預り金は、アトラ請求サービスにおける療養費請求代行の預り金であります。
長期借入金は、運転資金及び設備投資資金の調達を目的としたものであります。
- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
 - イ 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
営業債権である売掛金及び営業貸付金は、当社グループの与信管理規程等に沿ってリスクの低減を図っております。
 - ロ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
各部署からの報告に基づき経理財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。
- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金(※2)	1,279,285	1,247,346	△31,938
負債計	1,279,285	1,247,346	△31,938

- (※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「営業貸付金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」、「収納代行預り金」、「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似することから、記載を省略しております。
- (※2) 流動負債の1年内返済予定の長期借入金を合算して表示しております。
- (※3) 市場価格のない株式等は上記の表に含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非 上 場 株 式	639,979

- (※4) 投資事業有限責任組合への出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象としておりません。当該出資の連結貸借対照表計上額は56,671千円であります。

(注) 1 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	1,049,977	—	—	—
売掛金	324,620	—	—	—
営業貸付金	390,498	—	—	—
合計	1,765,097	—	—	—

(注) 2 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	273,443	207,895	143,268	147,476	132,393	374,810

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(※1)	—	1,247,346	—	1,247,346
負債計	—	1,247,346	—	1,247,346

(※1) 流動負債の1年内返済予定の長期借入金を合算して表示しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、時価と期末簿価が近似していることから、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。これらについてはレベル2の時価に分類しております。

6. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	鍼灸接骨院支援事業	玩具販売事業	計	
ほねつぎチェーン	482,642	—	482,642	482,642
機材、消耗品販売	657,431	—	657,431	657,431
アトラ請求サービス	544,054	—	544,054	544,054
HONEY-STYLE	76,824	—	76,824	76,824
介護支援	499,931	—	499,931	499,931
玩具販売	—	1,786,040	1,786,040	1,786,040
その他	182,061	—	182,061	182,061
顧客との契約から生じる収益	2,442,945	1,786,040	4,228,986	4,228,986
その他の収益	5,447	—	5,447	5,447
外部顧客への売上高	2,448,393	1,786,040	4,234,433	4,234,433

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権の残高

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	438,177	324,620

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、個別の契約期間が1年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から受け取る対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	139円83銭
1株当たり当期純損失	3円59銭

貸借対照表

(2024年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,424,525	流 動 負 債	1,020,801
現 金 及 び 預 金	765,902	買 掛 金	33,864
売 掛 金	170,052	1年内返済予定の長期借入金	240,113
商 品	219,905	リ ー ス 債 務 金	2,070
仕 掛 品	2,051	未 払 金	80,356
前 払 費 用	23,078	未 払 費 用	20,207
関係会社短期貸付金	93,500	未 払 法 人 税 等 金	11,377
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	80,449	前 受 金	21,662
立 替 金	7,640	収 納 代 行 預 り 金	567,948
そ の 他	62,308	預 り 金	15,968
貸 倒 引 当 金	△364	賞 与 引 当 金	16,500
固 定 資 産	1,674,710	ポ イ ン ト 引 当 金	7,123
有 形 固 定 資 産	62,141	そ の 他	3,609
建 物	6,753	固 定 負 債	751,252
工 具、器 具 及 び 備 品	42,466	長 期 借 入 金	670,886
リ ー ス 資 産	6,030	リ ー ス 債 務 金	4,724
そ の 他	6,891	繰 延 税 金 負 債 金	4,706
無 形 固 定 資 産	148,327	退 職 給 付 引 当 金	51,309
ソ フ ト ウ エ ア	114,172	資 産 除 去 債 務 金	11,969
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	34,155	そ の 他	7,657
投 資 其 他 の 資 産	1,464,241	負 債 合 計	1,772,054
投 資 有 価 証 券	696,650	純 資 産 の 部	
関 係 会 社 株 式	77,636	株 主 資 本	1,317,587
長 期 貸 付 金	29,414	資 本 金	152,830
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	664,420	資 本 剰 余 金	1,433,840
破 産 更 生 債 権 等	21,609	資 本 準 備 金	52,830
長 期 前 払 費 用	5,499	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,381,010
長 期 預 金	100,005	利 益 剰 余 金	△268,923
長 期 未 収 入 金	5,206	そ の 他 利 益 剰 余 金	△268,923
敷 金	32,266	繰 越 利 益 剰 余 金	△268,923
そ の 他	478	自 己 株 式	△159
貸 倒 引 当 金	△168,947	評 価 ・ 換 算 差 額 等	8,593
資 産 合 計	3,099,235	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	8,593
		新 株 予 約 権	1,000
		純 資 産 合 計	1,327,181
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,099,235

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		1,652,107
売上原価		1,028,960
売上総利益		623,146
販売費及び一般管理費		651,640
営業損失		28,493
営業外収益		
受取利息	17,864	
受取手数料	8,588	
業務委託料	18,000	
解約料	2,582	
貸倒引当金戻入	32,887	
その他	1,300	81,222
営業外費用		
支払利息	11,518	
投資事業組合運用損	7,956	
その他	5	19,480
経常利益		33,247
特別利益		
固定資産売却益	1,053	1,053
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	33	33
税引前当期純利益		34,268
法人税、住民税及び事業税	4,784	
法人税等調整額	△231	4,552
当期純利益		29,715

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年1月1日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当 期 首 残 高	142,930	42,930	1,381,010	1,423,940	△298,639	△298,639	△159	1,268,071	
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	9,900	9,900		9,900				19,800	
当 期 純 利 益					29,715	29,715		29,715	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	9,900	9,900	-	9,900	29,715	29,715	-	49,515	
当 期 末 残 高	152,830	52,830	1,381,010	1,433,840	△268,923	△268,923	△159	1,317,587	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	1,523	1,523	1,680	1,271,275
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				19,800
当 期 純 利 益				29,715
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	7,070	7,070	△680	6,390
当 期 変 動 額 合 計	7,070	7,070	△680	55,906
当 期 末 残 高	8,593	8,593	1,000	1,327,181

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等…移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

子会社株式……………移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

仕 掛 品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定率法

（リース資産を除く）ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 2～15年

工具、器具及び備品 2～10年

② 無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く）なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見込期間（5年）による定額法によっております。

③ リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④ 長期前払費用……………定額法

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき当事業年度の負担額を計上しております。

- ③ ポイント引当金……………顧客に付与したポイントのうち、購入金額に応じたポイント以外のポイント残高について、将来のポイント利用に備えるため、過去の使用実績から将来使用されると見込まれる金額に基づき、計上しております。
- ④ 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき、計上しております。
なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため簡便法を採用しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

鍼灸接骨院等向けの機材、消耗品、商品の販売を行っております。このような機材、消耗品、商品の販売については、通常、出荷時から当該機材、消耗品、商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であることから、出荷時に収益を認識しております。

ほねつぎチェーンの加盟院及びほねつぎデイサービスの加盟店からは、店舗運営に関するノウハウの提供や継続的な経営指導を行い、ロイヤリティを受領しております。このようなロイヤリティ収入については、加盟院及び加盟店の売上高の発生に応じて収益を認識しております。

アトラ請求サービスの会員からは、保険者に対する療養費請求業務の代行手数料を受領しております。HONEY-STYLE利用院からは、鍼灸接骨院の口コミ／予約システムであるHONEY-STYLEの利用料を受領しております。このようなサービスの提供については、サービスの提供期間に応じて収益を認識しております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書関係)

前事業年度において独立掲記していた「営業外収益」の「助成金収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 有形固定資産及び無形固定資産

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
有形固定資産	62,141
無形固定資産	148,327

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表 2. 会計上の見積りに関する注記(1)有形固定資産及び無形固定資産」の内容と同一であります。

(2) 投資有価証券及び関係会社株式

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
投資有価証券	696,650
関係会社株式	77,636

- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報
連結計算書類「連結注記表 2. 会計上の見積りに関する注記(2) 投資有価証券」の内容と同一であります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 196,644千円

(2) 担保に供されている資産

長期預金 100,000千円

上記は、関係会社の金融機関からの借入の担保に供しております。

(3) 保証債務

次の関係会社について、金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。

株式会社ペリカン 40,024千円

次の関係会社について、賃貸借契約に基づく支払家賃等に対して債務保証を行っております。

アトラケア株式会社 16,819千円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分掲記されたものを除く)

短期金銭債権 13,776千円

短期金銭債務 7,875千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 86,150千円

売上原価・販売費及び一般管理費 8,740千円

営業取引以外の取引高 37,334千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式 20,266株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

繰延税金資産		
棚卸資産評価損		42,839
賞与引当金		5,049
ポイント引当金		2,179
未払事業税		2,017
前受金		2,326
譲渡制限付株式報酬		13,936
減損損失		17,825
投資有価証券評価損		71,055
関係会社株式評価損		15,299
投資有価証券売却益		6,732
貸倒引当金		51,809
退職給付引当金		15,700
資産除去債務		3,662
税務上の繰越欠損金		212,179
その他		7,732
繰延税金資産小計		470,344
評価性引当額		△470,344
繰延税金資産合計		—
繰延税金負債		
棚卸資産否認額		△566
資産除去債務に対応する除却費用		△350
その他有価証券評価差額金		△3,789
繰延税金負債合計		△4,706
繰延税金負債の純額		△4,706

8. 関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	アトラファイナンス(株)	大阪市西区	30,000	療養費早期現金化サービス他	所有直接 100.0	資金貸付先	資金の貸付(回収)	1,163,500 (1,176,949)	関係会社短期貸付金	93,500
									1年内回収予定の関係会社長期貸付金	80,449
									関係会社長期貸付金	44,420
							受取利息	4,490	未収利息	218
	アトラケア(株)	大阪市西区	25,000	介護事業その他	所有直接 100.0	資金貸付先	資金の貸付(回収)	- (50,000)	関係会社長期貸付金	220,000
							受取利息	5,184	未収利息	686
	(株)ペリカン	大阪市西区	10,000	玩具販売事業	所有直接 100.0	資金貸付先 債務保証先	資金の貸付	-	関係会社長期貸付金	400,000
							受取利息	8,000	未収利息	635
							債務保証	40,024	-	-

- (注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等
資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
債務保証については、子会社の銀行借入金に係る債務保証を行っております。
2. アトラケア(株)に対する関係会社長期貸付金に対して、116,545千円の貸倒引当金(当事業年度における戻入額32,887千円)を計上しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 7. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	129円17銭
1株当たり当期純利益	2円91銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年2月26日

アトラグループ株式会社
取締役会 御中

協立監査法人
大阪事務所

代表社員 業務執行社員	公認会計士	公	江	正	典
代表社員 業務執行社員	公認会計士	角	橋		実

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アトラグループ株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アトラグループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年2月26日

アトラグループ株式会社
取締役会 御中

協立監査法人
大阪事務所

代表社員 業務執行社員	公認会計士	公江	正典
代表社員 業務執行社員	公認会計士	角橋	実

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アトラグループ株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合は当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覽し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人協立監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月27日

アトラグループ株式会社 監査等委員会

監査等委員 高田 明 夫 ㊟

監査等委員 岩田 潤 ㊟

監査等委員 奥村 佳文 ㊟

(注) 監査等委員高田明夫、岩田潤及び奥村佳文は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少の件

当社は、資本政策上の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

なお、本件は、発行済株式総数は変更せず、資本金及び資本準備金の額のみ減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではございません。また、当社の純資産額にも変更ありませんので、1株当たり純資産額に変更が生じるものではございません。

資本金及び資本準備金の額の減少の内容

(1) 減少する資本金の額

2024年12月31日現在の資本金の額152,830,000円のうち142,830,000円を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を10,000,000円といたします。

なお、当社が発行している新株予約権が効力発生日までに行使された場合、資本金の額及び減少後の資本金の額が変動いたします。

(2) 減少する資本準備金の額

2024年12月31日現在の資本準備金の額52,830,000円の全額を減少し、同額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本準備金の額を0円といたします。

なお、当社が発行している新株予約権が効力発生日までに行使された場合、資本準備金の額及び減少後の資本準備金の額が変動いたします。

(3) 資本金及び資本準備金の額の減少が効力を生ずる日

2025年5月31日といたします。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（3名）が任期満了となります。つきましては、今後の事業拡大及び経営監督機能の強化を図るため取締役1名を増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<p style="text-align: center;">きゅうせ ひろゆき 久世 博之 (1973年5月8日生)</p>	<p>2000年4月 八幡屋整骨院 勤務開始 2003年5月 株式会社トライニン 取締役 2005年1月 有限会社権左エ門（現 当社）設立 代表取締役社長 2006年4月 株式会社トライニン 代表取締役 2007年6月 同社 取締役 2018年1月 アトラファイナンス株式会社 取締役 2018年3月 アトラケア株式会社 取締役 2018年3月 当社 CEO 2021年3月 当社 取締役会長 2021年3月 アトラプランニング株式会社 取締役 2021年7月 株式会社 One Third Residence 取締役 2021年12月 株式会社ペリカン 取締役（現任） 2021年12月 当社 代表取締役会長兼社長CEO 2022年3月 当社 鍼灸接骨院支援部担当 2022年12月 アトラプランニング株式会社 代表取締役（現任） 2023年1月 当社 鍼灸接骨院支援部長 2023年3月 当社 代表取締役会長兼社長（現任） 2024年7月 当社 ほねつぎチェーン事業部担当 2024年7月 当社 営業部担当 2024年10月 当社 A-COMS 事業部担当（現任） 2024年10月 当社 第一営業部担当（現任） 2024年10月 当社 第二営業部担当（現任） 2025年1月 当社 社長室長（現任）</p> <p style="text-align: center;">（重要な兼職の状況） アトラプランニング株式会社 代表取締役 株式会社ペリカン 取締役</p> <p>【選任理由】 久世博之氏は、柔道整復師、はり師・きゅう師として、鍼灸接骨院業界に精通し、当社設立時より取締役を務め、当社の企業価値の向上に努めてまいりました。これまでの実績から、引き続き、同氏が当社の中長期的な企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化を図る上で、適任であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>	587,300株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
2	<p style="text-align: center;">た なか かつのり 田 中 克 典 (1974年9月30日生)</p>	<p>1997年4月 JA大阪中河内 入組 2004年1月 AIGエジソン生命保険株式会社 入社 2005年10月 有限会社権左エ門 (現 当社) 入社 2006年2月 当社 取締役 2006年11月 株式会社ATTECC 代表取締役 2009年4月 株式会社トライニン 取締役 2015年2月 当社 鍼灸接骨院支援部担当 2015年2月 当社 営業部担当 2018年1月 アトラファイナンス株式会社 代表取締役 (現任) 2018年3月 アトラケア株式会社 代表取締役 2018年3月 当社 COO 2021年3月 当社 執行役員 2021年3月 アトラケア株式会社 取締役 (現任) 2021年7月 株式会社One Third Residence 取締役 2022年3月 当社 取締役 (現任) 2022年3月 当社 ほねつぎチェーン事業部担当 2022年12月 株式会社ペリカン 取締役 (現任) 2023年3月 当社 経理財務部担当 (現任) 2023年3月 当社 総務人事部担当 2023年3月 アトラプランニング株式会社 取締役 (現任) 2023年7月 当社 総務人事部長 (現任)</p> <p style="text-align: center;">(重要な兼職の状況) アトラファイナンス株式会社 代表取締役 アトラケア株式会社 取締役 アトラプランニング株式会社 取締役 株式会社ペリカン 取締役</p> <p>【選任理由】 田中克典氏は、経営者としての豊富な経験と知見を有しており、2006年2月より当社の取締役又は執行役員を務め、当社の企業価値向上に努めてまいりました。また、アトラファイナンス株式会社の代表取締役及びアトラケア株式会社の取締役として特にガバナンス、財務、会計、税務、法務の強化に取り組んでまいりました。これまでの実績から、同氏が当社の中長期的な企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化を図る上で、適任であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>	155,600株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	<p style="text-align: center;">かた だ とおる 片 田 徹 (1961年9月26日生)</p>	<p>1984年4月 歯科技工所関西歯研 入社 1990年4月 有限会社KDL 設立 代表取締役 2003年5月 株式会社トライニン 取締役 2005年1月 有限会社Medical Art 代表取締役 2009年11月 当社 取締役 2014年4月 当社 経営戦略室長 2015年2月 当社 情報システム部担当 2017年4月 当社 ITソリューション事業部担当 2018年1月 当社 療養費請求代行部長 2018年4月 当社 療養費請求代行部担当 2019年7月 当社 経営戦略部長 2021年3月 当社 執行役員 2021年12月 株式会社ペリカン 取締役（現任） 2022年1月 アトラファイナンス株式会社 取締役（現任） 2022年3月 当社 取締役（現任） 2022年3月 当社 情報システム部担当 2023年2月 当社 情報システム部長 2024年10月 当社 開発企画部担当（現任） 2024年10月 当社 情報システム部担当（現任）</p> <p style="text-align: center;">（重要な兼職の状況） アトラファイナンス株式会社 取締役 株式会社ペリカン 取締役</p> <p>【選任理由】 片田徹氏は、経営者としての豊富な経験と知見を有しており、2009年11月より当社の取締役又は執行役員を務め、経営戦略部及び療養費請求代行部を率い、当社の企業価値向上に努めてまいりました。これまでの実績から、同氏が当社の中長期的な企業価値向上及びコーポレートガバナンスの強化を図る上で、適任であると判断し、取締役候補者といたしました。</p>	254,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
4	※ <small>あらたに</small> <small>むねひろ</small> 荒 谷 宗 弘 (1963年7月18日生)	1989年4月 有限会社広島事務代行入社 1992年1月 株式会社広島総合サービス入社 1992年1月 同社 専務取締役 2003年4月 株式会社さくら介護グループ入社 2003年4月 同社 営業部長 2004年4月 同社 取締役副社長 2010年4月 アトラ株式会社(現 当社)入社 2015年2月 当社 営業部長 2021年3月 アトラケア株式会社 取締役(現任) 2024年10月 当社 執行役員(現任) (重要な兼職の状況) アトラケア株式会社 取締役 【選任理由】 荒谷宗弘氏は、経営者としての豊富な経験と知見を有しており、2015年2月より当社の営業部長又は執行役員を務め、営業部門全般を率いて当社商品の販売活動やサービス提供についての原動力となり企業価値向上に努めてまいりました。これらの実績から、当社の中長期的な企業価値向上を目指す上で、適任であると判断し、取締役候補者といたしました。	6,000株

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。
3. ※印は新任の取締役候補者であります。

【ご参考】取締役候補者の専門性経験（スキルマトリクス）

取締役候補者の専門性と経験は次のとおりです。

候補者 番号	氏 名	社長経験	財務、会計、税務	ガバナンス	業界の知見	新商品・新サービス開発	営業、販売	法 務	IT	M & A
1	久世 博之	○		○	○	○	○			○
2	田中 克典	○	○	○	○		○	○		○
3	片田 徹	○			○			○	○	
4	荒谷 宗弘				○	○	○			

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては予め監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	<p style="text-align: center;">たか だ あき お 高 田 明 夫 (1948年10月17日生)</p>	<p>1978年4月 検事任官 2002年4月 大阪地方検察庁特別捜査部長 2005年12月 宮崎地方検察庁検事正 2008年1月 検事退官 2008年4月 弁護士(大阪弁護士会)登録 2008年4月 高田明夫法律事務所 所長(現任) 2008年6月 日本コンベヤ株式会社 社外監査役 2011年6月 株式会社エイチアンドエフ 社外監査役 2015年3月 当社 社外取締役 2015年6月 日本コンベヤ株式会社 社外取締役 2016年4月 NCホールディングス株式会社 社外取締役(監査等委員) 2017年3月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)</p> <p style="text-align: center;">(重要な兼職の状況) 高田明夫法律事務所 所長</p> <p>【選任理由】 高田明夫氏は、検事及び弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しており、2015年3月より当社の社外取締役を務めてまいりました。同氏は、社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、法令に関する知識が豊富で独立性をもって経営の監視ができると考えております。これまでの実績から、同氏が当社の監査・監督に携わることが、当社の企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化に繋がると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏が社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって10年、監査等委員である社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。</p>	一株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	<p style="text-align: center;">いわ た じゅん 岩 田 潤 (1969年12月23日生)</p>	<p>1992年3月 青山監査法人(現 PwC Japan有限責任監査法人)入所 1999年10月 プライスウォーターハウス税務事務所 (現 PwC税理士法人)入所 2001年9月 岩田公認会計士事務所 所長(現任) 2005年6月 マルシェ株式会社 社外監査役(現任) 2007年8月 株式会社ドーン 社外監査役 2008年10月 BTJ税理士法人 設立 代表社員(現任) 2010年1月 当社 社外監査役 2010年3月 株式会社ディキャピタル 設立 代表取締役(現任) 2011年6月 株式会社MACオフィス 社外監査役 2011年8月 株式会社ドーン 社外取締役 2016年8月 株式会社ドーン 取締役(現任) 2017年3月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)</p> <p style="text-align: center;">(重要な兼職の状況) 岩田公認会計士事務所 所長 BTJ税理士法人 代表社員 株式会社ディキャピタル 代表取締役 株式会社ドーン 取締役 マルシェ株式会社 社外監査役</p> <p>【選任理由】 岩田潤氏は、公認会計士、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、2010年1月より当社の社外監査役を務め、当社の監査を担ってまいりました。これまでの実績から、同氏が当社の監査・監督に携わることが、当社の企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化に繋がると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏が監査等委員である社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。</p>	1,500株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	奥村佳文 (1971年1月11日生)	1995年4月 奥村造船工業株式会社 入社 1997年9月 今井会計事務所 入所 2000年8月 プライスウォーターハウス税務事務所 (現 PwC税理士法人) 入所 2004年11月 日本イーライリリー株式会社 出向 2006年8月 奥村佳文税理士事務所 所長 2010年1月 当社 社外監査役 2015年7月 BTJ税理士法人 パートナー(現任) 2017年3月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) BTJ税理士法人 パートナー 【選任理由】 奥村佳文氏は、税理士としての豊富な経験と高い見識を有しており、2010年1月より当社の社外監査役を務め、当社の監査を担ってまいりました。同氏は、社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことがありませんが、税務に関する知識が豊富で独立性をもって経営の監視ができると考えております。これまでの実績から、同氏が当社の監査・監督に携わることが、当社の企業価値の向上及びコーポレートガバナンスの強化に繋がると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。なお、同氏が監査等委員である社外取締役に就任してからの在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。	1,500株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高田明夫氏、岩田潤氏及び奥村佳文氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、高田明夫氏、岩田潤氏及び奥村佳文氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 高田明夫氏には、弁護士としての法的視点及び企業法務に関する豊富な経験と幅広い見識をもって、経営の監視、取締役会の監督機能の強化を果たしていただくことを期待しております。
5. 岩田潤氏には、公認会計士としての企業会計に関する豊富な経験と幅広い見識をもって、経営の監視、取締役会の監督機能の強化を果たしていただくことを期待しております。
6. 奥村佳文氏には、税理士としての税務・財務及び会計に関する豊富な知識と幅広い見識をもって、経営の監視、取締役会の監督機能の強化を果たしていただくことを期待しております。
7. 現在当社は高田明夫氏、岩田潤氏及び奥村佳文氏と当社定款の規定に基づき、法令の定める額を限度として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。各氏が選任された場合は引き続き責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は監査等委員である取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査等委員の取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

会場 大阪市西区立売堀四丁目5番7号ダイサンビル
当社大阪事務所



- ご案内
1. 地下鉄中央線「阿波座駅」2番出口より徒歩にて約5分です。
 2. 駐車場及び駐輪場はございませんので、お車又は自転車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT



見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。
環境に配慮した植物油インキを使用して
います。